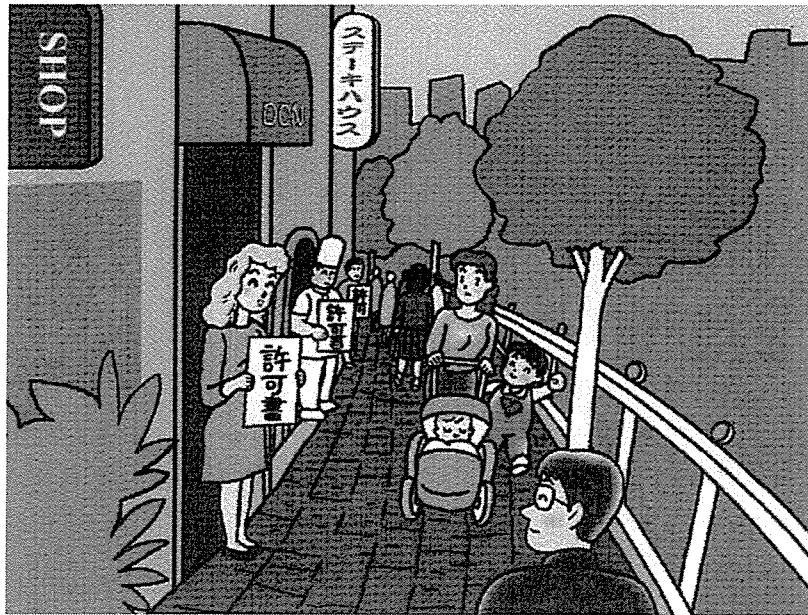


看板・日よけ、雨よけについての 占用許可のご案内

道路占用の許可申請について（道路法第32条）



道路は公共財産です。ルールを守って正しく使いましょう。

道路は、人や車両が通行するための大切な公共財産です。また、電柱や信号機、街路灯などを設置したり、地下にはガス管や水道管、上空には電線や電話線などを設置する貴重な空間であり、これらは道路法による一定の基準のもとに許可を受け設置されています。

このように、道路は大切な公共財産ですので、私有物を設置することは法律によって規制されています。ただし、突き出し看板や日除け・雨除け等は法に定められた許可基準に適合する場合に限り、許可を受けて設置することは認められています。許可を受けずに勝手に看板や日除けを設置すると人や車両の通行に危険を及ぼすだけでなく、街の景観を損ねることになります。

公共の財産である道路を守るため、ルールを守って道路法に定められた許可を受けて道路を正しく使いましょう。



道路に看板・日よけ、雨よけを出すときは許可が必要です。

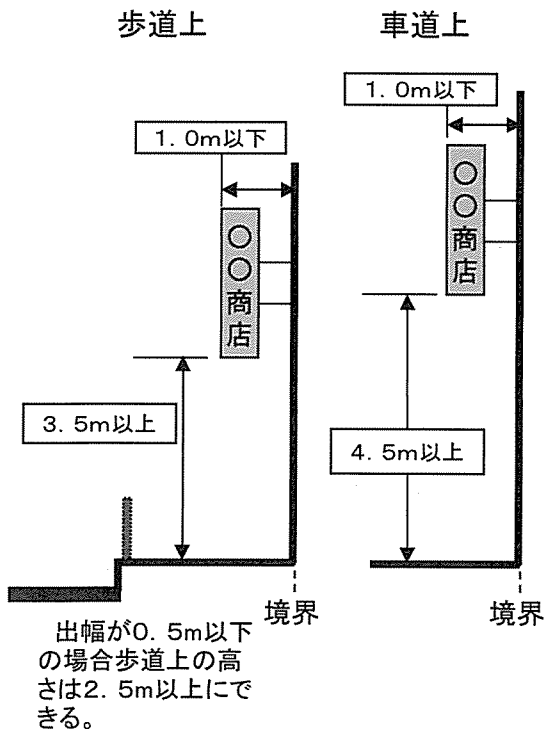
○突き出し看板や日よけなどを設置する場合、歩行者や車両が安心して通行できるように下記のような「基準」が設けられています。

道路占用許可基準

看板

- (1) **高さ** (路面から看板の下端までの距離)
- ①歩道上においては、路面から3.5m以上の高さが必要です。
ただし、出幅が0.5m以下の場合には2.5m以上あれば許可が受けられます。
 - ②歩道のない道路においては、車との衝突を防止するため、路面から4.5m以上の高さが必要です。
- (2) **出幅** (道路境界線からはみ出した幅で、看板の幅ではありません)
- ①突き出し看板は、道路境界から1m以内でなくてはなりません。
 - ②壁面看板は、道路境界から0.3m以内でなくてはなりません。

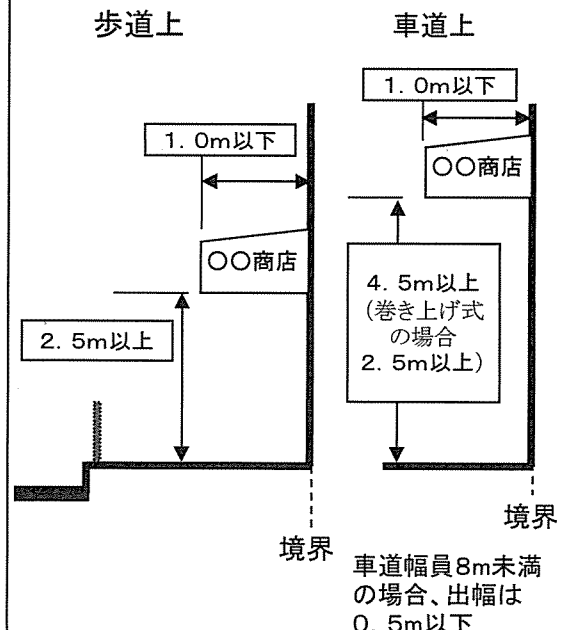
《突き出し看板》



日よけ、雨よけ

- (1) **高さ** (路面から看板の下端までの距離)
- ①歩道上においては、
 - ・巻き上式: 路面から2.5m以上の高さが必要です。
 - ・固定式: 路面から2.5m以上の高さが必要です。
 - ②車道上においては、
 - ・巻き上式: 路面から2.5m以上の高さが必要です。
 - ・固定式: 路面から4.5m以上の高さが必要です。
- (2) **出幅**
- ①歩道上においては、道路境界から1.0m以内でなくてはなりません。
 - ②車道上においては、
 - ・道路の幅が8m以上: 道路境界から1.0m以内であること。
 - ・道路の幅が8m未満: 道路境界から0.5m以内であること。

《日よけ、雨よけ》



道路を占有するには占有料が必要です。

○区道占有料は、道路法第39条に基づき、文京区「特別区道」道路占有料等徴収条例によって定められています。

○道路占有料は下記のように計算されます。

◇看板の面積(2面看板の場合)

出幅 × 延長 × 1.5

- ・道路上に出ている部分の表示面積
- ・2面のうち片面は半分の大きさを計算します
- ・小数点以下切り上げ

◇単価(令和4年4月1日改定)

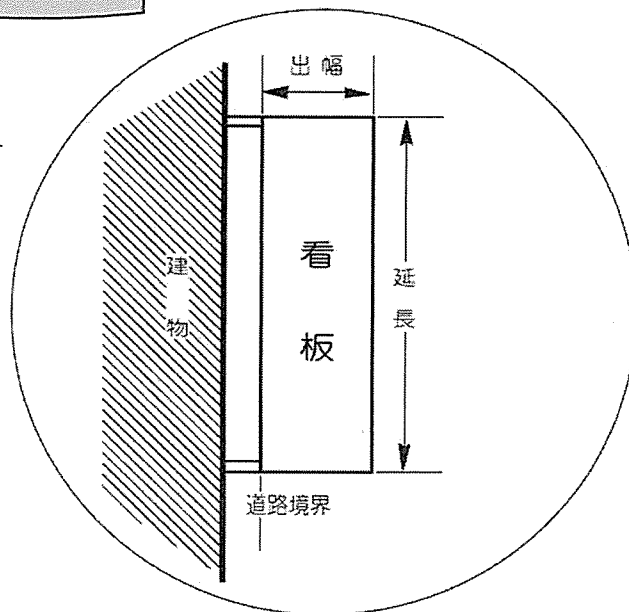
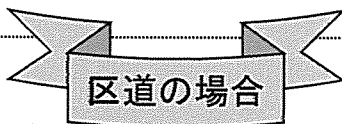
- ・看板の面積が1.0㎡あたり
16,500円(年額)
※ただし、2.0㎡以下の看板は
占有料免除。
- ・日よけ、雨よけ1.0㎡あたり
19,400円(年額)
※ただし、3.0㎡以下の日よけ、
雨よけは占有料免除。

◇占有料

面積 × 単価 により算出します。

日よけ、雨よけの場合もほぼ同様です。
詳しくは、下記問い合わせ先にご連絡ください。

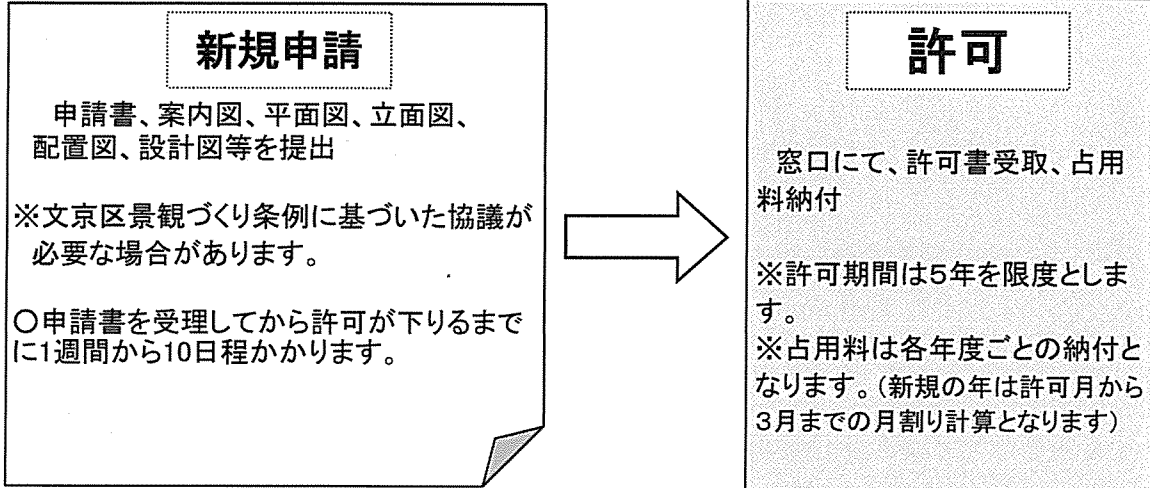
◇占有料免除の場合でも許可は必要となりますので、占有許可申請と免除申請を必ず行ってください。



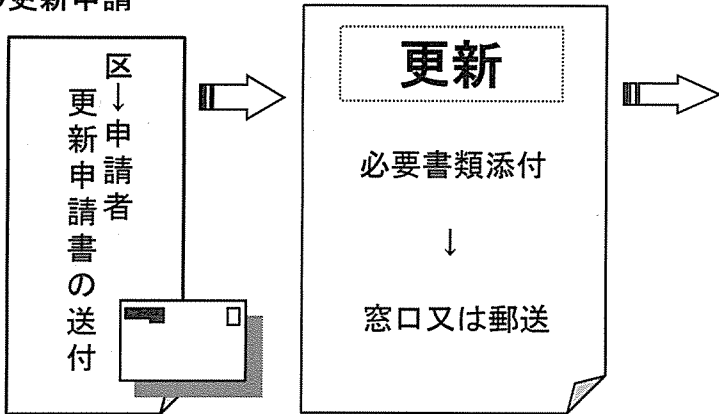
区道	☆区道における道路占有に関するお問い合わせ 文京区土木部管理課道路占有係 ☎112-8555 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター19階南側 ☎03-5803-1242(直通) ☎03-3812-7111(代表) 【内線】3004・3005
都道	☆都道における道路占有に関するお問い合わせ 東京都第六建設事務所管理課占有担当 ☎120-0025 足立区千住東2-10-10 ☎03-3882-1232(直通)
国道	☆国道における道路占有に関するお問い合わせ 国土交通省東京国道事務所万世橋出張所 ☎101-0021 千代田区外神田1-1-14 ☎03-3253-8361(代表)

道路占用許可は次のような流れとなります。

○新規申請



○更新申請



一次の手続きもご一緒に

看板・日よけ、雨よけを道路にはみ出して設置するときには、道路占用許可のほかに次の手続きも必要になります。

■道路使用許可

道路交通法に基づき警察署へ「道路使用許可申請」の届出が必要です。詳しくは各警察署へお問い合わせください。

富坂警察署	〒112-0002 文京区小石川2-14-2	☎03-3817-0110(代表)
大塚警察署	〒112-0013 文京区音羽2-12-26	☎03-3941-0110(代表)
本富士警察署	〒113-0033 文京区本郷7-1-7	☎03-3818-0110(代表)
駒込警察署	〒113-0021 文京区本駒込2-28-18	☎03-3944-0110(代表)